



自家発電ゼミナール ⑱

移動用発電設備の取扱いについて(その3)

9月号では、電気事業法により事業用電気工作物としての適用を受ける、移動用電気工作物（移動用発電設備等）の使用者（建設業者等）に対して課せられている「保安規程の作成、届出、遵守」義務について説明します。

Q1

そもそも保安規程とは、どのような性格のものなのですか。

A1

建設工事現場等では、移動用発電設備や移動用発電設備を電源とする様々な電気設備が使用されています。

電気事業法では、電気設備の安全管理、取り扱いの際の事故防止等を図るため、

自主的な規則の作成、届出及び遵守義務を設備使用者に対して義務づけています。この電気設備の保安確保を目的として定められる規則が「保安規程」です。使用者は、保安規程に基づき、電気設備の維持管理を行うこととなります。

Q2

保安規程はどのような事項に関して定めるのか。法令において、具体的に規定されているのですか。

A2

電気事業法施行規則第50条では、保安規程において、次表のア～ケに掲げる事項に関して定めることとされています。

- ア 事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する業務を管理する者の職務及び組織に関すること。
- イ 事業用電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者に対する保安教育に関すること。
- ウ 事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視、点検及び検査に関すること。
- エ 事業用電気工作物の運転又は操作に関すること。
- オ 発電所の運転を相当期間停止する場合における保全の方法に関すること。
- カ 災害その他非常の場合に採るべき措置に関すること。
- キ 事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安についての記録に関すること。
- ク 事業用電気工作物の法定事業者検査に係る実施体制及び記録の保存に関すること。
- ケ その他事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安に関し必要な事項。

Q3

保安規程で定める事項の一つとして、A2「ウ 事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視、点検及び検査に関すること」があります。これにより、移動用発電設備の点検・整備については、保安規程の中で基準等を定め、点検・整備を行うこととなるのですか。

A3

その通りです。同じ発電設備でも、防災用自家発電設備については、法令（消防法令等）の基準等に基づき、点検・整備を行うことが義務づけられています。一方、移動用発電設備については、このような法令の基準等はなく、保安規程で自ら定めた基準等に基づき、点検・整備を行うこととなります。

Q4

保安規程は作成と併せて、届出が義務づけられています。届出先はどこですか。

A4

届出先は経済産業大臣です。実際は、経済産業大臣から権限が委任された各地区の「経済産業省産業保安監督部（部長）等」で、保安規程の届出者の住所がある地区を管轄する「産業保安監督部（部長）等」宛に届け出ることとなります。

Q5

保安規程の届出を怠った場合、どうなりますか。

A5

電気事業法第120条に基づき、設備使用者に対して30万円以下の罰金が課せられます。

産業保安監督部等と管轄区域

名 称	管 轄 区 域
北海道産業保安監督部	北海道
関東東北産業保安監督部東北支部	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県
関東東北産業保安監督部	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都 神奈川県、山梨県、静岡県の一部
中部近畿産業保安監督部	長野県、岐阜県（一部除く）、静岡県（一部除く）、愛知県、 三重県（一部除く）
中部近畿産業保安監督部 北陸産業保安監督署	富山県、石川県、福井県（一部除く）、岐阜県の一部
中部近畿産業保安監督部近畿支部	福井県の一部、三重県の一部、滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県（一部除く）、奈良県、和歌山県
中国四国産業保安監督部	兵庫県の一部、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、 香川県の一部、愛媛県の一部
中国四国産業保安監督部四国支部	徳島県、香川県（一部除く）、愛媛県（一部除く）、高知県
九州産業保安監督部	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
那覇産業保安監督事務所	沖縄県